2　文化庁長官が講ずる代替措置は、次に掲げるものとする。

一　前項第一号に該当する旨及び代替措置を希望する旨の申出（以下この条において「第一号申出」という。）があつた場合には、次に掲げる措置

イ　出版権登録原簿に記録され又は出版権登録原簿の附属書類に記載された被記録者の氏名に代わるものとして当該被記録者が申し出た変名その他の名称（以下この条において「公示用氏名」という。）を当該出版権登録原簿に記録し又は当該出版権登録原簿の附属書類に記載する措置

ロ　当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類に当該被記録者の氏名を記載しない措置並びに当該出版権登録原簿の附属書類の閲覧及びその写しの交付の際に当該被記録者の氏名を表示しない措置

二　前項第二号に該当する旨及び代替措置を希望する旨の申出（以下この条において「第二号申出」という。）があつた場合には、次に掲げる措置

イ　出版権登録原簿に記録された被記録者の住所又は居所に代わるものとして被記録者が申し出た当該被記録者と連絡をとることのできる者（以下この条において「公示用住所提供者」という。）の住所若しくは居所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この条において「公示用住所」という。）を当該出版権登録原簿に記録する措置

ロ　当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類に当該被記録者の住所又は居所を記載しない措置

3　第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を文化庁長官に提出してしなければならない。

一　第一号申出をする場合にあつては登録番号、申請の受付の年月日及び受付番号、第二号申出をする場合にあつては登録番号（当該申出に係る法第八十八条第一項の登録の申請と併せて申出をする場合を除く。）

二　被記録者の氏名、住所又は居所及び連絡先

三　代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　代替措置を希望する旨及び第二号申出をする場合にあつてはその理由

五　第一号申出をする場合にあつては公示用氏名、第二号申出をする場合にあつては公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

六　申出の年月日

4　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申出書に記載されている被記録者の氏名及び住所又は居所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被記録者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）その他の被記録者の氏名及び住所又は居所を証する書面

二　代理人によつて申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

三　第二号申出をする場合にあつては公示用住所が公示用住所提供者のものであることを証する書面及び当該公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面